

1-3. 労働契約って何ですか？

Q：どうなる？こんなトラブル！

採用の時に交付された労働条件通知書の記載とは異なるシフトを組まれたのですが、労働条件通知書の記載の通りとしてもらうことはできますか？

A：これがルール！

採用が決まるというのは、法的には使用者と労働者が「労働契約」を結ぶことです。

労働契約で決めたことは、雇い主も、労働者も守らなければなりません。労働契約の内容のうち重要な部分は労働条件通知書に記載して労働者に交付されます。

締結した労働契約の内容は、労使合意の上で変更をしない限り、採用の際に示された出勤日・勤務時間が適用されることとなります。

■ 契約は大事な基本ルール

私たちが、他の誰かと物やサービスを取引するときには、それをいくらで、どんな条件で取引するのかという約束をします。この約束が「契約」です。契約書を作らずに、こうしよう、ああしようと口約束をただけでも、契約は成立します。

契約が成立すれば、お互いにその内容を守らなければなりません。もし、相手が契約に違反したら、きちんと守るように求めたり、違反によって発生した損害賠償を請求したりすることができます。

逆に、自分が違反すれば、相手から契約を守るよう求められたり、損害賠償を請求されたりします。

ですから、契約で何が決まっていたかということは、自分が相手に対して何を要求できるか、あるいは自分が何をしなければならないのかを決めるための、大事な基準となるのです。

■ 「労働契約」ってどんなもの？

働いて給料をもらうという約束も、「契約」になります。

他人の指揮の下で働き、それによって賃金を得る契約を「労働契約」といいます。使用者と労働契約を結ぶと、「労働者」として労働法による特別な保護を受けることができるようになります。

採用の際には、自分が結ぶ契約がどのような種類のものなのか、使用者から渡される書類にはどのように記載されているのかを、必ず確認しましょう。※

■ 契約内容を変更するには？

いったん労働契約が成立したら、その内容を勝手に変えることはできません。

労働契約で、給料の額や出勤日・勤務時間、担当する仕事、働く期間などの労働条件が決まっていれば、労働者も雇い主も、その条件を一方的に変えることはできないのが原則です。

もし、労働契約で決められている労働条件を変更したければ、契約の相手方において、契約内容を変更することに同意してもらわなければなりません。同意がなければ、従前の労働条件で仕事をするようになります。

ですから、働き始めた後で、労働条件について、労働者と雇い主で意見の違いやトラブルが発生したときには、労働契約でどう決まっていたかということが、とても重要になるのです。

最初の契約で勤務日が決められていたのであれば、変更する必要が使用者側にあるからといって、勝手に変えられるものではありません。

契約と違う指示を労働者が拒否しても、契約に違反しているわけではないため、懲戒処分や解雇をする理由になりません。最初の契約を変更する必要があるのであれば、使用者側の担当者は労働者の事情も考慮しつつ、変更を受け入れてもらえるよう十分話し合うとともに、変更できなければ、他の方法で必要な人員を確保することを検討すべきでしょう。

※フリーランスという立場

注意していただきたいのが、労働契約以外の契約形態たとえば「業務請負契約」や「業務委託契約」などです。

これらは、個人事業主となって、他人の指揮を受けずに仕事をするという内容の契約で、労働契約にあたりません。ですから、労働者を保護する法律の適用はありません。

このため、後になって、「自分では労働者だと思っていたのだけど、雇い主から『あなたは、個人事業主だから、雇用保険・健康保険・厚生年金に入れないし、解雇の際の保護もないよ』と言われた」といったトラブルが多発しています。

なお、契約書など契約の相手方からもらった書類に「請負」や「委託」と表示されていたとしても、他人の指揮の下で働いていれば、「労働契約」になりますが、証明することが難しいケースもあるので注意が必要です。

近年、個人事業主（フリーランス）として発注企業と契約をする働き方が増えています。そこで、令和5年5月12日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が公布されました。施行は公布の日から1年半以内とされています。この法律では、①取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託をした際の取引条件の明示等を義務付

け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、②就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

また、厚生労働省は委託事業として、「フリーランス・トラブル 110 番」を設置して、フリーランスの方からの相談に対応しています。

詳しくはこちらへ

フリーランス・トラブル 110 番

(厚生労働省より第二東京弁護士会が受託して運営しています)

<https://freelance110.jp/>

0120-532-110 (受付時間 11:30～19:30 土日祝日を除く)